

国立大学法人電気通信大学職員解雇規程

平成16年 4月 1日

改正

平成30年12月19日

令和 2年 3月18日

(目的)

第1条 この規程は、国立大学法人電気通信大学就業規則（以下「就業規則」という。）

第20条の規定に基づき、国立大学法人電気通信大学（以下「大学」という。）に勤務する職員の解雇について、必要な事項を定めることを目的とする。

(解雇)

第2条 職員が次の各号の一に該当するときは解雇する。

- 一 禁錮以上の刑に処せられた場合
- 二 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した場合
- 三 別に定める「国立大学法人電気通信大学テニユア・トラック制に関する規程」第7条の2各号に掲げる職員が、同条により読み替えられた同規程第7条の適用を受ける場合

2 前項のほか職員が次の各号の一に該当するときは解雇することができる。

- 一 勤務成績又は業務能率が著しくよくない場合
- 二 心身の故障のため職務の遂行に著しく支障があり、又はこれに堪えない場合
- 三 前各号に規定する場合のほか、職務上必要な適格性を欠く場合
- 四 経営上又は業務上やむを得ない事由による場合

(解雇制限)

第3条 前条の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する期間は解雇しない。

- 一 業務上負傷し、又は疾病にかかり療養のため休業する期間及びその後30日間。ただし療養開始後3年を経過しても負傷又は疾病が治癒せず、労働基準法第81条の規定によって打切補償を行った場合には、この限りでない。
- 二 産前産後の女性職員が、「国立大学法人電気通信大学職員の勤務時間、休暇等に関する規程」第26条第6号及び第7号の規定により休業する期間及びその後30日間。

(解雇予告)

第4条 第2条の規定により職員を解雇する場合には、少なくとも30日前に本人に予告をするか、又は平均賃金の30日分の解雇予告手当を支払う。ただし、次の各号に該当する場合には、この限りでない。

- 一 試用期間中であって採用後14日以内の者
- 二 本人の責に帰すべき事由によって解雇する場合で、労働基準監督署長の認定を受けた者
- 三 天災事変その他やむを得ない事由のため、事業の継続が不可能となった場合で、労

働基準監督署長の認定を受けたとき。

- 2 前項に定める予告の日数は、平均賃金を支払った日数だけ短縮することができる。
(解雇時の手続き、遵守事項等)

第5条 解雇時の手続き、遵守事項等については、「国立大学法人電気通信大学職員退職
規程」第5条から第8条の定めを準用する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年12月19日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。